

変 更 届 出 書

令和 年 月 日

許 可 年 月 年 月 日

許 可 番 号 静岡県知事許可

般	—
特	

 第 号

法 人 番 号

静 岡 県 知 事 様

届 出 者

電 話 < > ()

郵便番号 (—)

事業年度（第 期 年 月 日から 年 月 日まで）が終了したので、別添のとおり、下記の書類を提出します。

記

1 必ず届け出を要する事項

- (1) 工事経歴書 (2) 工事施工金額 (3) 財務諸表（法人）、貸借対照表及び損益計算書（個人）
(4) 事業報告書（特例有限会社を除く株式会社のみ） (5) 事業税納税証明書

2 変更のあった場合のみ届出を要する事項

- (1) 使用人数 (2) 建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表 (3) 定款
(4) 健康保険等の加入状況（従業員数のみ変更の場合）

記載要領

届出事項については、該当するものの番号を○で囲むこと。

工 事 経 歴 書

(建設工事の種類)

工事（税込・税抜）

注 文 者	元請 又は 下請 の別	JV の 別	工 事 名	工事現場のあ 都道府県及び 市区町村名	配 置 技 術 者			請 負 代 金 の 額		工 期	
					氏 名	主任技術者又は監理技術者 の別（該当箇所にI印を記 主任技術者 監理技術者		うち、 ・ PC ・ 法面処理 ・ 鋼橋上部		着 工 年 月	完成又は 完成予定年月
								千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
								千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
								千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
								千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
								千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
								千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
								千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
								千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
								千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
								千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
								千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
								千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
								千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
								千円	千円	令和 年 月	令和 年 月

小 計	件	千円	千円	うち 元請工事	
				千円	千円
合 計	件	千円	千円	うち 元請工事	
				千円	千円

直前3年の各事業年度における工事施工金額

（税込・税抜／単位：千円）

事業年度	注文者の区分		許可に係る建設工事の施工金額				その他の建設工事の施工金額	合計
			工事	工事	工事	工事		
第 期 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	元請	公共						
		民間						
	下請							
	計							
第 期 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	元請	公共						
		民間						
	下請							
	計							
第 期 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	元請	公共						
		民間						
	下請							
	計							
第 期 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	元請	公共						
		民間						
	下請							
	計							
第 期 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	元請	公共						
		民間						
	下請							
	計							
第 期 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	元請	公共						
		民間						
	下請							
	計							

記載要領

- この表には、申請又は届出をする日の直前3年の各事業年度に完成した建設工事の請負代金の額を記載すること。
- 「税込・税抜」については、該当するものに丸を付すこと。
- 「許可に係る建設工事の施工金額」の欄は、許可に係る建設工事の種類ごとに区分して記載し、「その他の建設工事の施工金額」の欄は、許可を受けていない建設工事について記載すること。
- 記載すべき金額は、千円単位をもつて表示すること。
ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円単位をもつて表示することができる。この場合、「（単位：千円）」とあるのは「（単位：百万円）」として記載すること。
- 「公共」の欄は、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）及び第18条に規定する法人が注文者である施設又は工作物に関する建設工事の合計額を記載すること。
- 「許可に係る建設工事の施工金額」に記載する建設工事の種類が5業種以上にわたるため、用紙が2枚以上になる場合は、「その他の建設工事の施工金額」及び「合計」の欄は、最終ページにのみ記載すること。
- 当該工事に係る実績が無い場合においては、欄に「0」と記載すること。

貸 借 対 照 表

令和 年 月 日 現在

(会社名) _____

資 産 の 部

I 流 動 資 産 千円

現金預金	
受取手形	
完成工事未収入金	
有価証券	
未成工事支出金	
材料貯蔵品	
短期貸付金	
前払費用	
その他	
貸倒引当金	△
流動資産合計	

II 固 定 資 産

(1) 有形固定資産

建物・構築物		
減価償却累計額	△	
機械・運搬具		
減価償却累計額	△	
工具器具・備品		
減価償却累計額	△	
土 地		
リース資産		
減価償却累計額	△	
建設仮勘定		
その他		
減価償却累計額	△	
有形固定資産合計		

(2) 無形固定資産

特許権	
借地権	
のれん	

リース資産	
その他	_____
無形固定資産合計	

(3) 投資その他の資産	
投資有価証券	
関係会社株式・関係会社出資金	
長期貸付金	
破産更生債権等	
長期前払費用	
繰延税金資産	
その他	
貸倒引当金	△ _____
投資その他の資産合計	_____
固定資産合計	

III 繰延資産	
創立費	
開業費	
株式交付費	
社債発行費	
開発費	_____
繰延資産合計	_____
資産合計	=====

負債の部

I 流動負債	
支払手形	
工事未払金	
短期借入金	
リース債務	
未払金	
未払費用	
未払法人税等	
未成工事受入金	
預り金	
前受収益	
..... 引当金	
その他	_____
流動負債合計	

Ⅱ 固 定 負 債

社債

長期借入金

リース債務

繰延税金負債

..... 引当金

負ののれん

その他

固定負債合計

負債合計

純 資 産 の 部

Ⅰ 株 主 資 本

(1) 資本金

(2) 新株式申込証拠金

(3) 資本剰余金

資本準備金

その他資本剰余金

資本剰余金合計

(4) 利益剰余金

利益準備金

その他利益剰余金

準備金

積立金

繰越利益剰余金

利益剰余金合計

(5) 自己株式

(6) 自己株式申込証拠金

株主資本合計

Ⅱ 評価・換算差額等

(1) その他有価証券評価差額金

(2) 繰延ヘッジ損益

(3) 土地再評価差額金

評価・換算差額等合計

Ⅲ 新 株 予 約 権

純資産合計

負債純資産合計

△

記載要領

- 1 貸借対照表は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行を
しん酌し、会社の財産の状態を正確に判断することができるよう明瞭に記載すること。
- 2 勘定科目の分類は、国土交通大臣が定めるところによること。
- 3 記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。
ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあっては、百万
円単位をもって表示することができる。この場合、「千円」とあるのは「百万円」として
記載すること。
- 4 金額の記載に当たって有効数字がない場合においては、科目の名称の記載を要しない。
- 5 流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産、流動負債及び固定負債に
属する科目の掲記が「その他」のみである場合においては、科目の記載を要しない。
- 6 建設業以外の事業を併せて営む場合においては、当該事業の営業取引に係る資産につい
てその内容を示す適当な科目をもって記載すること。
ただし、当該資産の金額が資産の総額の100分の5以下のものについては、同一の性格の
科目に含めて記載することができる。
- 7 流動資産の「有価証券」又は「その他」に属する親会社株式の金額が資産の総額の100
分の5を超えるときは、「親会社株式」の科目をもって記載すること。投資その他の資産
の「関係会社株式・関係会社出資金」に属する親会社株式についても同様に、投資その他
の資産に「親会社株式」の科目をもって記載すること。
- 8 流動資産、有形固定資産、無形固定資産又は投資その他の資産の「その他」に属する資
産でその金額が資産の総額の100分の5を超えるものについては、当該資産を明示する科目
をもって記載すること。
- 9 記載要領6及び8は、負債の部の記載に準用する。
- 10 「材料貯蔵品」、「短期貸付金」、「前払費用」、「特許権」、「借地権」及び「のれ
ん」は、その金額が資産の総額の100分の5以下であるときは、それぞれ流動資産の「その
他」、無形固定資産の「その他」に含めて記載することができる。
- 11 記載要領10は、「未払金」、「未払費用」、「預り金」、「前受収益」及び「負ののれ
ん」の表示に準用する。
- 12 「繰延税金資産」及び「繰延税金負債」は、税効果会計の適用にあたり、一時差異（会
計上の簿価と税務上の簿価との差額）の金額に重要性がないために、繰延税金資産又は繰
延税金負債を計上しない場合には記載を要しない。
- 13 「繰延税金資産」の金額及び「繰延税金負債」の金額については、その差額のみを「繰
延税金資産」又は「繰延税金負債」として投資その他の資産又は固定負債に記載する。
- 14 各有形固定資産に対する減損損失累計額は、各資産の金額から減損損失累計額を直接控
除し、その控除残高を各資産の金額として記載する。
- 15 「リース資産」に区分される資産については、有形固定資産に属する各科目（「リース
資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は無形固定資産に属する各科目（「のれん」及び
「リース資産」を除く。）に含めて記載することができる。
- 16 「関係会社株式・関係会社出資金」については、いずれか一方がない場合においては、
「関係会社株式」又は「関係会社出資金」として記載すること。
- 17 持分会社である場合においては、「関係会社株式」を投資有価証券に、「関係会社出資
金」を投資その他の資産の「その他」に含めて記載することができる。
- 18 「のれん」の金額及び「負ののれん」の金額については、その差額のみを「のれん」又
は「負ののれん」として記載する。

- 19 持分会社である場合においては、「株主資本」とあるのは「社員資本」と、「新株式申込証拠金」とあるのは「出資金申込証拠金」として記載することとし、資本剰余金及び利益剰余金については、「準備金」と「その他」に区分しての記載を要しない。
- 20 その他利益剰余金又は利益剰余金合計の金額が負となった場合は、マイナス残高として記載する。
- 21 「その他有価証券評価差額金」、「繰延ヘッジ損益」及び「土地再評価差額金」のほか、評価・換算差額等に計上することが適当であると認められるものについては、内容を明示する科目をもって記載することができる。

損 益 計 算 書

自 令和 年 月 日

至 令和 年 月 日

(会社名)

I	売 上 高		千円
	完成工事高		
	兼業事業売上高		
II	売 上 原 価		
	完成工事原価		
	兼業事業売上原価		
	売上総利益（売上総損失）		
	完成工事総利益（完成工事総損失）		
	兼業事業総利益（兼業事業総損失）		
III	販売費及び一般管理費		
	役員報酬		
	従業員給料手当		
	退職金		
	法定福利費		
	福利厚生費		
	修繕維持費		
	事務用品費		
	通信交通費		
	動力用水光熱費		
	調査研究費		
	広告宣伝費		
	貸倒引当金繰入額		
	貸倒損失		
	交際費		
	寄付金		
	地代家賃		
	減価償却費		
	開発費償却		
	租税公課		
	保険料		
	雑 費		
	営業利益（営業損失）		

IV	営業外収益		
	受取利息及び配当金		
	その他	_____	
V	営業外費用		
	支払利息		
	貸倒引当金繰入額		
	貸倒損失		
	その他	_____	_____
	経常利益（経常損失）		
VI	特別利益		
	前期損益修正益		
	その他	_____	
VII	特別損失		
	前期損益修正損		
	その他	_____	_____
	税引前当期純利益（税引前当期純損失）		
	法人税、住民税及び事業税		
	法人税等調整額	_____	_____
	当期純利益（当期純損失）		=====

記載要領

- 損益計算書は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行をしん酌し、会社の損益の状態を正確に判断することができるよう明瞭に記載すること。
- 勘定科目の分類は、国土交通大臣が定めるところによること。
- 記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。
ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあっては、百万円単位をもって表示することができる。この場合、「千円」とあるのは「百万円」として記載すること。
- 金額の記載に当たって有効数字がない場合においては、科目の名称の記載を要しない。
- 兼業事業とは、建設業以外の事業を併せて営む場合における当該建設業以外の事業をいう。この場合において兼業事業の表示については、その内容を示す適当な名称をもって記載することができる。

なお、「兼業事業売上高」（二以上の兼業事業を営む場合においては、これらの兼業事業の売上高の総計）の「売上高」に占める割合が軽微な場合においては、「売上高」、「売上原価」及び「売上総利益（売上総損失）」を建設業と兼業事業とに区分して記載することを要しない。
- 「雑費」に属する費用で販売費及び一般管理費の総額の10分の1を超えるものについては、それぞれ当該費用を明示する科目を用いて掲記すること。
- 記載要領6は、営業外収益の「その他」に属する収益及び営業外費用の「その他」に属する費用の記載に準用する。
- 「前期損益修正益」の金額が重要でない場合においては、特別利益の「その他」に含めて記載することができる。

- 9 特別利益の「その他」については、それぞれ当該利益を明示する科目を用いて掲記すること。
ただし、各利益のうち、その金額が重要でないものについては、当該利益を区分掲記しないことができる。
- 10 特別利益に属する科目の掲記が「その他」のみである場合においては、科目の記載を要しない。
- 11 記載要領8は「前期損益修正損」の記載に、記載要領9は特別損失の「その他」の記載に、記載要領10は特別損失に属する科目の記載にそれぞれ準用すること。
- 12 「法人税等調整額」は、税効果会計の適用に当たり、一時差異（会計上の簿価と税務上の簿価との差額）の金額に重要性がないために、繰延税金資産又は繰延税金負債を計上しない場合には記載を要しない。
- 13 税効果会計を適用する最初の事業年度については、その期首に繰延税金資産に記載すべき金額と繰延税金負債に記載すべき金額とがある場合には、その差額を「過年度税効果調整額」として株主資本等変動計算書に記載するものとし、当該差額は「法人税等調整額」には含めない。

(用紙A4)

完成工事原価報告書

自 年 月 日
至 年 月 日

(会社名) _____

千円

I 材 料 費

II 労 務 費

(うち労務外注費 _____)

III 外 注 費

IV 経 費

(うち人件費 _____)

完成工事原価

.....

.....

.....

.....

=====

=====

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

自令和
至令和

年
年

月
月

日
日

(会社名)

千円

	株 主 資 本											評 価 ・ 換 算 差 額 等				新株 予約権	純資 産 合 計
	資本金	新株式 申込 証拠金	資 本 剰 余 金			利 益 準 備 金	利 益 剰 余 金		利益 剰余金 合計	自 己 株 式	株主 資本 合計	その他 有価証 券評価 差額金	繰延 ヘッジ 損益	土地 再評価 差額金	評価・ 換算等 合計		
			資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計		その他利益剰余金 積立金	繰越 利益 剰余金									
当期首残高																	
当期変動額																	
新株の発行																	
剰余金の配当																	
当期純利益																	
自己株式の処分																	
株主資本以外 の項目の当期 変動額(純額)																	
当期変動額合計																	
当期末残高										△							

様式第十七号の二（第四条、第十条、第十九条の四関係）

注		記		表	
自	令和	年	月	日	
至	令和	年	月	日	

(会社名)

注

- 1 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況
- 2 重要な会計方針
 - (1) 資産の評価基準及び評価方法
 - (2) 固定資産の減価償却の方法
 - (3) 引当金の計上基準
 - (4) 収益及び費用の計上基準
 - (5) 消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理の方法
 - (6) その他貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、注記表作成のための基本となる重要な事項
- 3 会計方針の変更
- 4 表示方法の変更
 - 4－2 会計上の見積り
- 5 会計上の見積りの変更
- 6 誤謬の訂正

7 貸借対照表関係

(1) 担保に供している資産及び担保付債務

① 担保に供している資産の内容及びその金額

② 担保に係る債務の金額

(2) 保証債務、手形遡求債務、重要な係争事件に係る損害賠償義務等の内容及び金額

受取手形割引高 千円

裏書手形譲渡高 千円

(3) 関係会社に対する短期金銭債権及び長期金銭債権並びに短期金銭債務及び長期金銭債務

(4) 取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債権及び金銭債務

(5) 親会社株式の各表示区分別の金額

(6) 工事損失引当金に対応する未成工事支出金の金額

8 損益計算書関係

(1) 売上高のうち関係会社に対する部分

(2) 売上原価のうち関係会社からの仕入高

(3) 売上原価のうち工事損失引当金繰入額

(4) 関係会社との営業取引以外の取引高

(5) 研究開発費の総額（会計監査人を設置している会社に限る。）

9 株主資本等変動計算書関係

(1) 事業年度末日における発行済株式の種類及び数

(2) 事業年度末日における自己株式の種類及び数

(3) 剰余金の配当

(4) 事業年度末において発行している新株予約権の目的となる株式の種類及び数

10 税効果会計

11 リースにより使用する固定資産

12 金融商品関係

(1) 金融商品の状況

(2) 金融商品の時価等

13 賃貸等不動産関係

(1) 賃貸等不動産の状況

(2) 賃貸等不動産の時価

14 関連当事者との取引

取引の内容

種類	会社等の名称又は氏名	議決権の所有 (被所有)割合	関係内容	科目	期末残高 (千円)

ただし、会計監査人を設置している会社は以下の様式により記載する。

(1) 取引の内容

種類	会社等の名称又は氏名	議決権の所有 (被所有)割合	関係内容	取引の内容	取引金額	科目	期末残高 (千円)

(2) 取引条件及び取引条件の決定方針

(3) 取引条件の変更の内容及び変更が貸借対照表、損益計算書に与える影響の内容

15 一株当たり情報

(1) 一株当たりの純資産額

(2) 一株当たりの当期純利益又は当期純損失

16 重要な後発事象

17 連結配当規制適用の有無

17-2 収益認識関係

17-3 国際最低課税額に対する法人税等

18 その他

附 属 明 細 表

令和 年 月 日現在

1 完成工事未収入金の詳細

相手先別内訳

相 手 先	金 額
	千円
計	

滞留状況

発 生 時	完成工事未収入金
当期計上分	千円
前期以前計上分	
計	

2 短期貸付金明細表

相 手 先	金 額
	千円
計	

3 長期貸付金明細表

相 手 先	金 額
	千円
計	

4 関係会社貸付金明細表

関係会社名	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘 要
	千円	千円	千円	千円	
計					—

5 関係会社有価証券明細表

株 式	銘 柄	一株 の 金 額	期 首 残 高			当期増加額		当期減少額		期 末 残 高			摘要
			株式 数	取得 価額	貸借対照 表計上額	株式 数	金額	株式	金額	株式 数	取得 価額	貸借対照 表計上額	
		千円		千円	千円		千円		千円		千円	千円	
	計												
社 債	銘 柄	期 首 残 高			当期増加額		当期減少額			期 末 残 高			摘要
		取得価額		貸借対照 表計上額						取得価額		貸借対照 表計上額	
		千円		千円	千円		千円			千円		千円	
	計												
その 他 の 有 価 証 券													
	計												

6 関係会社出資金明細表

関係会社名	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘 要
	千円	千円	千円	千円	
計					—

7 短期借入金明細表

借入先	金額	返済期日	摘要
	千円	千円	千円
計			

8 長期借入金明細表

借入先	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
	千円	千円	千円	千円	
計					—

9 関係会社借入金明細表

関係会社名	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
	千円	千円	千円	千円	
計					—

10 保証債務明細表

相手先	金額
	千円
計	

様式第四号（第二条、第十三条の二、第十三条の三関係）

令和 年 月 日
(用紙A 4)

使 用 人 数

営 業 所 の 名 称	技 術 関 係 使 用 人		事務関係使用人	合 計
	建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は同法第15条第2号イ若しくはハに該当する者	その他の技術関係使用人		
	人	人	人	人
合 計	人	人	人	人

記載要領

- 1 この表には、法第5条の規定（法第17条において準用する場合を含む。）に基づく許可の申請の場合は、当該申請をする日、法第11条第3項（法第17条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出の場合は、当該事業年度の終了の日において建設業に従事している使用人数を、法第17条の2の規定に基づく認可の申請の場合は、譲渡及び譲受け又は合併若しくは分割をした後に、法第17条の3の規定に基づく認可の申請の場合は、相続の認可を受けた後に建設業に従事する予定である使用人数を、営業所ごとに記載すること。
- 2 「使用人」は、役員、職員を問わず雇用期間を特に限定することなく雇用された者（申請者が法人の場合は常勤の役員を、個人の場合はその事業主を含む。）をいう。
- 3 「その他の技術関係使用人」の欄は、法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は法第15条第2号イ若しくはハに該当する者ではないが、技術関係の業務に従事している者の数を記載すること。

令和 年 月 日

[illegible]

健康保険等の加入状況

- (1) 健康保険等の加入状況は下記のとおりです。
- (2) 下記のとおり、健康保険等の加入状況に変更があつたので、提出します。

令和 年 月 日

地方整備局長
北海道開発局長
知事 殿

申請者
届出者 _____

許可番号 国土交通大臣許可（般一）第 _____ 号 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日
知事

許可年月日

(営業所毎の保険の加入状況)

営業所の名称	従業員数	保険の加入状況			事業所整理記号等	
		健康保険	厚生年金保険	雇用保険		
	(人)				健康保険	
					厚生年金保険	
					雇用保険	
	(人)				健康保険	
					厚生年金保険	
					雇用保険	
	(人)				健康保険	
					厚生年金保険	
					雇用保険	
	(人)				健康保険	
					厚生年金保険	
					雇用保険	
	(人)				健康保険	
					厚生年金保険	
					雇用保険	
合計	(人)					

別とじ用表紙

商号又は名称	
許可番号	静岡県知事許可 般 一 第 号 特

受付印

1 申請区分（申請の場合、該当する区分に○を付してください。）

1	新規（純新規・事業継承・法人成）	2	許可換え新規	3	般特新規
4	業種追加	5	更新	6	般特新規＋業種追加
7	般特新規＋更新	8	業種追加＋更新	9	般特新規＋業種追加＋更新

2 変更事項（変更届の場合、該当する変更事項に○を付けてください。）

1	常勤役員等、常勤役員等を直接に補佐する者の変更	2	営業所技術者等（変更・追加・削除）
3	欠格要件に該当したとき	4	令第3条に規定する使用人（新任・退任）
5	商号又は名称	6	営業所の名称・所在地
7	営業所の新設	8	営業所の廃止
9	営業所の業種追加	10	営業所の業種廃止
11	資本金額	12	役員等の変更（新任・代表者の変更・氏名の変更・退任）
13	個人事業主又は支配人の氏名（改姓等）	14	支配人（令第3条に規定する使用人）（新任・退任）
15	毎事業年度を経過したとき	16	営業所の電話番号及びFAX番号

3 書類名（提出する書類に○を付けてください。）

No	様式番号	書類名
1	様式第7号※	常勤役員等（経營業務の管理責任者等）証明書
2	様式第7号別紙	常勤役員等の略歴書
3	様式第7号の2※	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書（第1面～第4面）
4	様式第7号の2別紙1	常勤役員等の略歴書
5	様式第7号の2別紙2	常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書
6	様式第8号※	営業所技術者等証明書（新規・変更）
7		卒業証明書・資格証明書・監理技術者資格者証
8	様式第9号	実務経験証明書
9	様式第10号	指導監督の実務経験証明書
10	様式第12号	許可申請者の住所、生年月日等に関する調書
11	様式第13号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書
12	様式第14号	株主（出資者）調書
13	様式第22号の3※	届出書
14	様式第22号の4※	廃業届
15		登記事項証明書
16		納税証明書

注 様式番号欄に※の付されたものは黄色の紙を使用してください。